

## 平成28年第1回紀の川市議会定例会 第3日

平成28年 3月 2日（水曜日） 開 議 午前 9時28分

散 会 午後 1時33分

### ◎議事日程（第3号）

日程第1 一般質問

日程第2 議案第24号 紀の川市歌の制定について

議案第25号 土地の取得について

議案第26号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第27号 紀の川市職員の退職管理に関する条例の制定について

議案第28号 紀の川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第29号 紀の川市水道事業運営審議会条例の制定について

議案第30号 紀の川市障害者地域生活支援事業に関する条例の全部改正について

議案第31号 紀の川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第32号 紀の川市税条例の一部改正について

議案第33号 紀の川市国民健康保険税条例の一部改正について

議案第34号 紀の川市子ども医療費の支給に関する条例の一部改正について

議案第35号 紀の川市長寿祝金支給条例の一部改正について

議案第36号 紀の川市都市公園条例の一部改正について

議案第37号 紀の川市社会体育施設条例の一部改正について

議案第38号 紀の川市那賀B&G海洋センター条例の一部改正について

議案第39号 紀の川市貴志川線存続基金条例の廃止について

議案第40号 紀の川市廃棄物処理施設条例の廃止について

議案第41号 紀の川市老人ゲートボール場施設条例の廃止について

議案第42号 平成27年度紀の川市一般会計補正予算（第4号）について

議案第43号 平成27年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第44号 平成27年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について

- 議案第45号 平成27年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第46号 平成27年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第47号 平成27年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第48号 平成27年度紀の川市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第49号 平成27年度紀の川市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第50号 平成27年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第51号 平成28年度紀の川市一般会計予算について
- 議案第52号 平成28年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 議案第53号 平成28年度紀の川市土地取得事業特別会計予算について
- 議案第54号 平成28年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計予算について
- 議案第55号 平成28年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算について
- 議案第56号 平成28年度紀の川市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第57号 平成28年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計予算について
- 議案第58号 平成28年度紀の川市公共下水道事業特別会計予算について
- 議案第59号 平成28年度紀の川市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について
- 議案第60号 平成28年度紀の川市農業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第61号 平成28年度紀の川市簡易水道事業特別会計予算について
- 議案第62号 平成28年度紀の川市池田財産区特別会計予算について
- 議案第63号 平成28年度紀の川市田中財産区特別会計予算について
- 議案第64号 平成28年度紀の川市長田竜門財産区特別会計予算について
- 議案第65号 平成28年度紀の川市竜門財産区特別会計予算について

- 議案第66号 平成28年度紀の川市南北志野財産区特別会計予算について
- 議案第67号 平成28年度紀の川市飯盛財産区特別会計予算について
- 議案第68号 平成28年度紀の川市静川財産区特別会計予算について
- 議案第69号 平成28年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計予算について
- 議案第70号 平成28年度紀の川市調月財産区特別会計予算について
- 議案第71号 平成28年度紀の川市丸栖財産区特別会計予算について
- 議案第72号 平成28年度紀の川市平池財産区特別会計予算について
- 議案第73号 平成28年度紀の川市水道事業会計予算について
- 議案第74号 平成28年度紀の川市工業用水道事業会計予算について
- 議案第75号 権利の放棄について
- 議案第76号 権利の放棄について
- 議案第77号 権利の放棄について
- 議案第78号 指定管理者の指定について
- 議案第79号 指定管理者の指定について
- 議案第80号 指定管理者の指定について
- 議案第81号 指定管理者の指定について
- 議案第82号 指定管理者の指定について
- 議案第83号 指定管理者の指定について
- 議案第84号 紀の川市道路線の認定について
- 議案第85号 紀の川市道路線の認定について
- 議案第86号 紀の川市道路線の認定について
- 議案第87号 行政不服審査法に基づく諮問機関に係る事務の委託に関する協議について

日程第3 平成28年度紀の川市一般会計予算審査特別委員会の設置について

日程第4 委員会提出議案第1号 紀の川市議会委員会条例の一部改正について

◎本日の会議に付した事件

議事日程（第3号）のとおり

○出席議員（21名）

1番 並松八重	2番 太田加寿也	3番 船木孝明
4番 中尾太久也	5番 仲谷妙子	6番 大谷さつき
7番 石脇順治	8番 中村真紀	9番 榎本喜之
10番 杉原勲	11番 森田幾久	12番 村垣正造

13番 高田英亮	15番 西川泰弘	16番 堂脇光弘
17番 室谷伊則	18番 上野健	19番 石井仁
20番 川原一泰	21番 坂本康隆	22番 竹村広明

○欠席議員（0名）

○説明のために出席した者の職氏名

市長	中村慎司	副市長	田村武
市長公室長	林信良	企画部長	森本浩行
総務部長	竹中俊和	危機管理部長	上山和彦
市民部長	中邨勝	地域振興部長	森田英嗣
保健福祉部長	服部恒幸	農林商工部長	岩坪純司
建設部長	福岡資郎	国体対策局長	榎本守
会計管理者	森脇澄男	水道部長	田村佳央
農業委員会事務局長	米田昌生	教育長	松下裕
教育部長	稲垣幸治	企画部財政課長	杉本太

○議会事務局職員

事務局長	城山義弘	次長兼議事調査課長	中野朋哉
議事調査課課長補佐	岩本充晃	議事調査課係長	藤田郁也

（開議 午前 9時28分）

○議長（竹村広明君） おはようございます。

本日は、一般質問、また提案されております議案に対しての総括質疑や平成28年度紀の川市一般会計予算審査特別委員会の設置並びに委員会付託を行いたいと思います。また、一部採決もお願いしたいと思います。

これより議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから、平成28年第1回紀の川市議会定例会3日目の会議を開きます。

---

#### 日程第1 一般質問

---

○議長（竹村広明君） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

はじめに、16番 堂脇光弘君の一般質問を許可いたします。

16番 堂脇光弘君。

○16番（堂脇光弘君）（質問席） おはようございます。

議長の許可を得ましたので、通告に従って質問させていただきます。

私は、都市計画区域の見直しについて、今回で3回目になります。この質問。鞆渕地区にも水道も引かれ、ことし4月から旧那賀町のし尿処理のくみ取りも200円に上がり、少し黒字が出るように伺っております。紀の川市のどの地域に住んでいても、安全で安心して暮らせるのが理想だと思っています。

私が思いますのは、ただ一つだけ不平等に思うのが、都市計画税だと思います。今までに私が2回して今度で3回目ですが、建設部でこの都市計画区域の見直しについて話し合いを持たれたのか、また県へアクションを起こしてくれたことがあるのか、お伺いしたいと思います。

それと、都市計画税は、私は不平等な税制度だと思っております。そこで、市の見解はどうかお尋ねしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設部長 福岡資郎君。

○建設部長（福岡資郎君）（登壇） おはようございます。

都市計画区域に関する質問でございますが、都市計画法第1条では、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業、その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とするとされ、第2条では、都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべき

こと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念として定めるものとする」とされ、第5条では、都道府県は、市または人口、就業者数その他の事項が政令で定める要件に該当する市町の中心の市街地を含み、かつ自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量など、一体の都市として総合的に整備し、開発し及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定するものとする」とされています。また、第6条の2では、都市計画に当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めるものとする」とされ、これに基づき、平成16年に和歌山県都市計画マスタープラン及び圏域別に都市計画区域マスタープランが策定されました。

その後、10年を経て、堂協議員の平成26年第1回定例会での一般質問でお答えしましたとおり、平成27年5月に新たに策定された和歌山県都市計画マスタープランにおいて、広域調整の役割を一層充実させるため、都市計画の基本方針とともに、県内5圏域別の今後10年間の都市計画区域マスタープランとして、都市計画決定されています。

この都市計画決定のプロセスにおいては、県や市で組織する検討会、パブリックコメントの実施、都市計画案の報告及び縦覧を経て、県から市に対し意見照会があり、本議会からも5名の委員を選出いただいております紀の川市都市計画審議会での承認を受け、県へ回答、最終的に和歌山県都市計画審議会の承認を経て決定されています。このマスタープランの紀北圏域における都市計画区域の指定の方針では、今後とも現在の都市計画区域の範囲を維持していくと明記されているところでございます。

議員御指摘の都市計画区域の変更につきましては、都市計画区域マスタープラン策定にあたり、県当局と市で協議を行ってございますが、まちづくりの方向性、将来の人口動態、社会経済情勢の変化等を勘案しても、変更の必要性が認められないと判断されているところでございますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） おはようございます。

都市計画区域と区域外では税の公平性に欠けているのではないかと御質問に対して、お答えをさせていただきます。

都市計画税は、地方税法第702条に規定され、下水道事業のほか道路や公園など「都市計画法に基づいて行う都市計画事業または土地区画整理事業に要する費用に充てため」、目的税として課税をしております。

紀の川市では、市街化区域と市街化調整区域の線引きがされていないため、都市計画区域全域の農地、山林等を除く土地と家屋に課税をしております。

紀の川市では、市全域を都市計画区域としていないため、議員御指摘のように、区域内、区域外で見れば公平ではないとのお考えもあると存じます。

しかしながら、都市計画税の課税の根拠は、都市計画法に規定された都市計画区域に所在する土地及び家屋に対して課することとされていることから、都市計画区域外への都市計画税の課税はできません。

また、都市計画区域内の税負担の公平性を考えたとき、公園や街路の整備などのインフラについて、都市計画区域を一体として総合的に整備、開発、保全しようとするために事業が実施されることから、事業が都市計画区域の一部においてのみ実施される場合であっても、都市計画税の課税区域を限定することは実質的に不均一な課税をすることとなり、公平性の観点から新たな問題が発生し、適切ではないと考えております。

しかしながら、市民の皆さんからは、毎年約3億4,000万円程度の都市計画税を納めていただいております。今後公共下水道事業などの都市計画事業を進めていく上でますます重要な財源でありますので、今後も都市計画区域全域を課税区域とすることを御理解していただくとともに、目的税としての用途に関する周知をわかりやすい内容で行い、都市計画税の目的を市民の方に御理解していただけるよう努力することが大切であると考えているところでございます。

○議長（竹村広明君） 再質問、ありませんか。

16番 堂脇光弘君。

○16番（堂脇光弘君）（質問席） 今ですね、建設部長から、そのマスタープラン策定委員会の中で検討して、今の紀の川市では変更できないという回答だったんですけども、紀の川市の都市計画区域は、旧5町の区域をそのままというんですか、ただけだと思っておりますよ。紀の川市になって10年たちますから、紀の川市全体のまちづくりというんですか、全体を含めたまちづくりを考えての都市計画区域の見直しをぜひとも、もう一度検討していただいて、平成30年からの都市計画マスタープランにぜひとも入れていただきたいと思うんですけども、そのとこどうですか。

○議長（竹村広明君） 建設部長 福岡資郎君。

○建設部長（福岡資郎君）（自席） 先ほどの市全域の検討という、都市計画区域の検討という御指摘、御質問でございますけども、実は平成29年度以降ですかね、第2次長期総合計画が策定予定となっております。その紀の川市都市計画マスタープランについても、その長期総合計画を上位計画として定めるようにということになってございますので、その時点で議論があれば、その反映もしていくということになってございます。

そして、先ほど申し上げましたとおり、県のマスタープランにおいて、この都市計画区域を維持していくというふうな方針が出されてございますが、今後、そういうまちづくりというものが変更、必要が生じた場合には、県と協議していきたいというふうに考えてございますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

○議長（竹村広明君） 再々質問、ありませんか。

16番 堂脇光弘君。

○16番（堂脇光弘君）（質問席） 今の建設部長の話で、議論があれば検討するということなんですけども、ぜひとも長計のところで議題にさせていただきたいなと思います。それは要望です。

最後になりますんで、中村市長にお願いします。

ぜひとも、市長は県、国に太いパイプを持っておられます。だから、紀の川市全体としてたまちづくりをするためにも、都市計画区域の見直しをしていただきたいと思いますが、市長の見解はどうか。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 堂脇議員の都市計画区域の見直し、特に都市計画税という目的税を市もいただいている関係上、旧5町が合併をし、そう簡単にこれは見直しができないということも堂脇議員も御理解をいただいていると思うんですが、都市計画税の徴収につきましては、区域指定につきましては、5町合併以前、打田町では昭和44年、粉河町では昭和31年、旧那賀町では昭和44年、桃山では平成12年、貴志川町では平成6年という、そういうかなりの年数の違いの中で都市計画税をいただいていることになっております。そういうことで、そのものが平成17年11月に合併したそのままの区域の指定であります。

そういうことで、先ほど各部長から答弁あったとおり、目的税であって都市計画税によるいろいろな事業を行う、特に合併してからであります。旧那賀町の名手地区の道路改修、区画整理等々と、あれらが都市計画による事業であったわけではありますが、旧那賀町において、昭和44年に区域設定をしながら、それまでにどれだけの事業がされたのか私は把握はしておりませんが、見直しをして抜くのもいいと思いますが、今度入りたいという事業をやるかというとき、出たり入ったりということはなかなか難しい点もありますので、十分皆さん方と相談をさせていただきながら、もちろん地域の皆さん方もありますし、特に最近では農地法の問題、県の会長の西川議員もおられますけれども、仁坂知事においても、いろいろな農地の問題等々の転用の問題も出ておる中で、都市計画による事業としてやっていく、またやれることのほうがいいのではないかという面もあるようにも思いますし、簡単に見直して、この地域はもう除外しようとかというだけではなしに、今度の長期総合計画までに勉強させてもらいたいと、一緒になって。そういうことで御理解をいただきたいと、そのように思います。

○議長（竹村広明君） 以上で、堂脇光弘君の一般質問を終わります。

○議長（竹村広明君） 次に、2番 太田加寿也君の一般質問を許可いたします。

2番 太田加寿也君。

○2番（太田加寿也君）（質問席） おはようございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、私からの質問をさせていただきます。

今回の私の質問は、紀の川市の小学校、中学校の英語教育をこれからどう進めていくのかということであります。

国は、2020年を目標に、英語力、特にコミュニケーション能力の向上を目指してさ

さまざまな施策をとろうとしています。その一つが、小学校3年生からの英語教育です。

ところで、皆さんは今、日本人の平均的な英語力が、英語を母国語としないアジアの中でどのぐらいのレベルにあるか御存じでしょうか。英語力の調査には、日本では英検ですが、世界ではTOEICやTOEFLというのが使われます。最近の10年を見ても、アジア20数カ国の中で、日本は受験者数は最大なのに、順位は最下位付近を低迷したままです。中国や韓国にも、とてもかないません。

小学校では、既に5～6年生から英語教育が始まっています。ところが、中学1年生の間に、6割を超える生徒は英語が嫌いな教科になってしまうという現実があります。でも、中学生が一番勉強したと思っている教科のトップは、やはり英語なのです。さらに、高校3年生では、約8割の生徒は中学生レベルの英語力しかないというのです。英語を勉強したいのに、なぜこんなに嫌いな教科になってしまうのか。昔から、「好きこそものの上手なれ」と言われます。学習意欲は好きなほど高まります。一旦嫌いになってしまうと、なかなか上達しないようです。学校での英語の授業の改善は、徐々に進んでいますが、それでもこのままではだめだと考えています。

さて、本市の子どもを取り巻く教育環境は、合併10年を経て飛躍的に改善されてきました。教育委員会、行政の努力により校舎の改築や耐震化だけでなく、教室へのエアコンの設置、タブレットの配置など、他都市で比較しても非常に進んでいます。また、子ども子育て支援でも、他都市を超えるレベルに達しています。

今後は、教育の内容・中身の充実が重要になっています。そのためにも、他都市とは違う紀の川市として自慢できる独自の教育方法を進めてもらいたいと考えます。

そこで、これからの英語教育の進め方について、質問いたします。

まず一つは、ALTの紀の川市独自の増員、拡充をできないものかということです。

英語を楽しく学んで好きになるために、休憩時間や放課後も英語に接する時間をできるだけふやすためです。そのためには、今の5名では足りないと考えています。他府県でも1校に1名ALTを配置して英語教育に取り組み、成果を上げている学校があります。教育現場の仕事量は、今でも目いっぱい状態で、子どもたちに接する時間が不足しています。そこにALTを活用するのです。財源の課題はありますが、紀の川市の未来を支える子どもたちのために、実現できないでしょうか。

次に、英語学習のためのボランティアの募集です。

新しい図書館やコミセン、公民館などを活用して、ボランティアによる楽しく学べる英会話教室などを開くのです。図書館では、既に読み聞かせ教室なども進められていますが、ここに親子で学ぶ英会話コーナーのようなものを設けてはどうでしょうか。ボランティアには、市内外の一般の人、高校生や大学生などから募集すれば必ず集まると考えます。

次に、地域教育コミュニティの積極的な活用です。

ALTやボランティアの人と連携して、地域や学校で子どもたちが英語に親しむ時間をふやしていく機会にするのです。中学校では、高校受験のための学習が必要ですが、それ

までに英語に親しみ、好きになり、学習意欲を高めることに重点を置いた教育環境をつくってほしいと考えます。

以上について、御答弁いただきたいと思います。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 稲垣幸治君。

○教育部長（稲垣幸治君）（登壇） 太田議員の御質問につきまして、答弁をさせていただきます。

現在、小学校では、「外国語活動」として、5～6年生にそれぞれ年間35時間が位置づけされております。

目標といたしましては、「外国語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現になれ親しませながら、コミュニケーションの能力の素地を養う」とされておりますので、歌やゲームなどの活動を通じて、英語になれ親しむ授業が中心となっております。

紀の川市では、5人のALT、これはアシスタントランゲージティーチャー、つまり語学指導助手と申しますけれども、各学校に派遣いたしまして、楽しい英語活動を通して外国語になれ親しんでもらえるよう取り組みをいたしているところでございます。

一方、中学校におきましては、英語の「読むこと、聞くこと、書くこと、話すこと」の4技能をバランスよく習熟させていかなければなりません。過去にあった、一文一文の日本語訳や文法の説明を中心にしたような授業ではなく、4技能統合型の言語活動・指導が十分になされなければならないと考えておまして、和歌山県英語教育推進リーダーを講師に迎えるなど、さまざまな機会を捉えて、教師の英語指導力向上に向けた取り組みも進めているところでございます。

また、次年度は、「外部専門機関と連携した英語指導力向上事業」を新たに取り組む予定といたしております。この授業において、小・中学校それぞれ1校を研修協力校として指定し、英語担当教師に授業におけるALTとの連携の仕方、子どもたちが活動を通して生き生きと英語を学べる指導の方法や効果的な授業のあり方などについて研さんし、指導力の向上につなげていきたいと考えているところでございます。

議員御質問のALTの増員・拡充につきましては、市の財政状況から考え、難しい状況でありますので、現在配置いたしておりますALTの活用方法について、さらに改善を図ってまいりたいと考えております。

ALTが学校に在席している時間の効果的な活用方法やコミュニケーション活動を中心にした機会を積極的に取り入れることで、授業改善にさらに取り組めるよう、次年度に実施する英語指導力向上事業と連動し、推進してまいりたいと考えております。

次に、ボランティアにつきましては、次年度には紀の川市市域全体で地域教育コミュニティが組織されることとなります。地域の英語の堪能な方々にボランティアとして学校や地域のニーズに応じて、外国語活動に協力していただけるよう働きかけをしてまいりたい

と考えてございます。

また、公民館講座における英会話教室につきましては、次年度に貴志川地区におきまして開設できるよう企画中でございますので、さまざまな機会を捉え、工夫を重ねながら進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（竹村広明君） 再質問、ありませんか。

2番 太田加寿也君。

○2番（太田加寿也君）（質問席） 再質問をさせていただきます。

ただいま教育部長のほうから、いい返事を大分いただいたと思うんですが、改めて教育長にお尋ねいたします。

はじめにも述べましたが、本市の教育環境は、ハード面では飛躍的に改善されてきました。しかし、重要なのはこれからだと思うのです。子どもたちの学習意欲を高め、学力が伸びる教育環境づくりが必要です。ALTも含め、教職員の拡充を通して、ほかにはない本市だけの取り組みを進めてほしいと考えますが、お考えをお聞きかせください。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育長 松下 裕君。

○教育長（松下 裕君）（自席） 太田議員、質問のありましたことについてお答えしたいと思います。議員通告にもありました英語教育全般についても触れてみたいと思っております。

まず、太田議員の質問にあった数字を上げた調査は、いつのころのことなんでしょうか。少し、現在の状況とは異なっているように、私には感じました。ごく最近の文部科学省の状況実態調査から、小学生の9割以上が、「英語を使えるようになりたい」と答え、中学1年生の約8割が、「小学校で学んだ英語活動が中学校の授業で役に立った」と答えております。決して小学校の英語指導が中学生の興味・感心を失わせてはいないと私は感じております。また、8割近い小・中学校の教員が、児童・生徒のコミュニケーションへの関心・意欲に変容が見られてきていると答えております。英語の音声になれ親しんでいる、また英語を聞いたり話したりする力もついてきているという調査結果も出ております。

社会の急速なグローバル化の進展の中で、英語力の一層の充実は私も極めて重要な課題であるという認識では、議員と一致しております。異文化理解や異文化コミュニケーションは、ますます重要になってきております。国際共通語である英語力の向上は、グローバル化の進む現在に生き抜く子どもたちにとって不可欠でもあると思っております。

児童・生徒に英語によるコミュニケーション能力を身につけさせるためには、私はまず授業を英語で進められる教員が求められていると思っております。教員は、自己の実践的な英語でのコミュニケーションを把握するとともに、さらに英語力の向上に向けて自己研さんすることで、児童・生徒の実践的な英語能力を育てていくことにつながるとも考えております。

つまり、教員は、身につけた英語能力を生かして、児童・生徒に英語を使う楽しさを感じ取らせる指導力を高めることが大事だと考えております。太田議員もその点では指摘し

ているように、これから教員の研修に進めてまいりたいと思っております。

今後の英語教育は、その期すべき基本的な知識・技能とそれらを活用して、主体的に課題を解決するための必要な思考力、判断力、表現力を育成することは、児童・生徒の将来的な可能性の広がりのためにも欠かせないと考えております。

もちろん、社会のグローバル化の進展への対応は、英語さえ習得すればそれでよいとは私は思っておりません。郷土の歴史・文化、その教養とともに思考力、判断力、表現力の育成を総合的に備えることにより、今求められている情報や考えなど積極的に発信し、コミュニケーションのできる児童・生徒の育成につながらなければならないと思っております。

2020年には東京オリンピックを迎え、現在、学校で学ぶ児童・生徒が卒業後に社会で活躍してくれることであろうことをも期待しております。

最後に、学習ボランティアについては、部長もお答えしましたように、市内全域で行います。太田議員は、かつて学校教員でありましたので、それを生かして率先してボランティアに参加し、広め、子どもの教育に生かしていただきますことを重ねてお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 再々質問、ありませんか。

2番 太田加寿也君。

○2番（太田加寿也君）（質問席） 最後に、市長にお尋ねしたいと思えます。

本市は、基幹産業として農業、そして観光事業、企業誘致の推進など市の発展のために数多くの施策を実施しています。

その土台となる将来を支える子どもたちの教育については、今後、市の財政が厳しくなったとしても、手を抜くことはできないと考えています。若者世代がたくさん本市に定住してもらうために、「教育のまち紀の川市」と宣伝したいのです。市長のお考えをお聞かせください。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 太田議員の教育に関する熱心な御質問、教育部長なり教育長から答弁あったとおりであります。

紀の川市の教育費に対する予算については、他市、他町に劣ることはないと思っておりますが、十分だとは思っておりません。また、少子化の時代に大切な子どもを一生懸命、市挙げていい若者に成長していただくということは一番大事なことでありますが、まず私は、その高校出るまでは紀の川市においていただいて、都会の大学に行って帰ってきてくれない、養成所みたいな紀の川市がなっておるような状況にあるわけで、その子どもたちが帰ってこれるような紀の川市にしていくことも大事ではないかなと、そう思っておりますし、今後とも教育委員会と十分相談をしながら、子どもたちの教育については率先して予算をつけていけるように、皆さん方と一緒に頑張っていけたらと、そう思っております。

以上です。

○議長（竹村広明君） 以上で、太田加寿也君の一般質問を終わります。

○議長（竹村広明君） 次に、6番 大谷さつき君の一般質問を許可いたします。

6番 大谷さつき君。

○6番（大谷さつき君）（質問席） 6番、ただいま議長の許可をいただきましたので、通告順に従い、一般質問をいたします。

通告のとおり、災害時における救助・物資の支援体制についてお伺いします。

阪神・淡路大震災から21年、東日本大震災は3月11日で5年が経過します。振り返ると、私たちの予想を超える想定外の都市災害、超広域災害が繰り返し生じています。

そこで、防災意識を高めるとともに、避難所の環境をどのように確保していくのか、次の4点について質問いたします。

1点目は、支援物資についてお伺いします。

緊急時の対応として、簡易段ボールベッドは市内の備蓄倉庫に確保されているのでしょうか。以前にも質問いたしましたが、進捗状況と対応についてお答えください。

2点目に、災害対応ゲーム「クロスロード」の導入についてであります。

クロスロードとは、文部科学省の大都市大震災軽減化特別プロジェクトの一環として、阪神・淡路大震災で災害対応にあたった神戸市職員へのインタビューをもとに作成されたカードゲーム形式の防災教材です。数人一組のグループに分かれ、災害発生時に起きることを想定・判断し、さまざまな難しい事象に対し、イエスかノーと書かれたカードを提示して、互いに意見や価値観を参加者同士が共有することを目的としています。

例えば、あなたは川沿いにある集落の住民で、母・妻・小学生の子ども二人と在宅中です。外は激しい雨が降り続き洪水の危険があるとして、避難勧告が出たことを防災無線で知りました。しかし、深夜12時です。今すぐ避難を始めますか。この質問には、夜中に家族を連れて逃げるのは危険との理由で、「ノー」の意見を出した一方、昨年の豪雨災害を考えると怖いから、なるべく早く逃げると答え、「イエス」のカードを提示する人もいます。自分の身に起きた場合はどうしようかと想像することは、想定外の事態に対応する大きな力になります。このゲームは、ある意味でシミュレーションになり、模擬体験です。自分が主体的に何かをしなければ、自体が進行しません。これが、クロスロード災害対応ゲームです。近年の災害で防災力を高めることへの意識は高くなっているが、万が一の事態を想像するという心の準備が大事だと思います。

また、以前質問した内容ですが、学校でのHUG（ハグ）避難所運営ゲーム、DIG（ディグ）災害図上訓練の推進状況はどうでしょうか。少し難しいことでも、いつ起こるかわからない自然災害が、市民の命を守るためにすぐれた防災支援技術を持っていても、個人個人が災害状況を具体的にイメージできなければ、いざというときに有効活用することは難しいと考えます。

学校での防災教育は、若い親世代の関心を高める効果があり、防災に対する想像力の重要性を学ばせ、家族や地域の方々とのコミュニケーションをつくるべきだと考えます。こうした観点からも、ぜひ災害対応ゲーム、クロスロードを学校現場の教材で導入推進してはどうでしょうか。

3点目は、災害派遣福祉チーム、通称（DCAT）の創設についてお伺いします。

大規模な災害が発生した場合に、被災地へ駆けつけ、介助が必要な高齢者や障害者などを支援する災害派遣福祉チーム、通称（DCAT）を創設する自治体が広がっています。本市、紀の川市においては、どのようになっていますか。

東日本大震災では、多くの福祉・介護施設が被害に遭うと同時に、携わる職員も被災し、福祉・介護のサービスケアも大きく損なわれました。避難所に逃れた高齢者や障害者の方の中には、適切なケアを受けられずに精神ともに疲弊する人は少なくなかったようです。震災前までは、健康で自立した生活を送ることができた高齢者が介護に必要な状態に陥ったり、体調崩して震災関連死につながるケースも相次ぎました。

被災地をサポートするため、厚生労働省は震災直後から数回にわたって、都道府県を通じて介護職員の派遣を要請し、全国で約8,000名の介護職員が呼びかけに応じました。しかし、受け入れ側の調整が難航し、実際に介護施設や障害者施設などに派遣されたのは1,088名、これは2011年5月25日時点ですけども。そういう結果となりました。

また、派遣された福祉職員も、現地のニーズを掌握できずに混乱した事例もあったと指摘され、多くの課題が明らかになりました。災害時にケアが必要な高齢者や障害者をどう福祉分野に支援するべきか、東日本大震災の教訓を踏まえ、厚労省は広域支援の体制づくりに乗り出し、災害急性期に活動できる機動性を持ったトレーニングを受けた医療チーム、DMATは組織化され、被災地の救急医療を支えています。そこで、福祉版DMATとして、災害派遣福祉チームは社会福祉士や介護福祉士などで構成され、被災自治体からの要請で派遣されます。

具体的な活動内容は、被災地の福祉ニーズを把握した上で、避難所での緊急介護や衛生対策、生活環境の改善、相談事業などを行うことが想定されます。今後は、超高齢化社会の進展に伴い、災害時に福祉・介護の支援を必要とする高齢者は増加することが予想され、その必要性は高まっています。全国的に見ても、県単位で創設に向けた動きはありますが、本市は高齢化がほかの自治体より進んでいます。いつ起こるかわからない災害に、いち早く災害派遣福祉チームをDCAT創設すべきだと考えます。

4点目ですが、災害時の簡易マンホールトイレの設置及び普及状況について、お伺いします。

昨年の本市の防災総合訓練時に、災害用のトイレの組み立ての訓練をしました。防災リーダーが中心になり、4～5人が一組で短時間に40基を組み立てました。訓練に携わった市民の方々は、非常状態のときになくはないのがトイレですが、もう少しトイレ環境を考えてほしい、市民体育館以外にマンホールトイレを確保できないのかとの声を数

多く聞きました。国連が定める世界トイレの日は、2013年11月19日に制定されました。昨年11月19日に国土交通省は、災害時にマンホールの上に設置するマンホールトイレの普及に向けたシンポジウムを開き、マンホールトイレの運用指針を発表しました。

過去の災害をもとに、避難所などへの設置数の目安を示したほか、快適なトイレ環境を確保するための配慮事項などを明記しました。本市の災害時の簡易マンホールトイレの設置状況と今後の取り組みについての考えをお伺いします。

以上の4点をお伺いし、1回目の質問といたします。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

危機管理部長 上山和彦君。

○危機管理部長（上山和彦君）（登壇） 大谷議員の御質問、災害時における救助・物資の支援体制についてお答えいたします。

まず1点目の支援物資について、緊急時の対応として段ボール製簡易ベッドの備蓄状況でございます。

この件につきましては、平成26年第3回定例議会で大谷議員から御質問いただき、その後、検討をいたしました結果、現在、市内の災害用備蓄倉庫には、段ボール製簡易ベッドは確保してございません。その理由といたしましては、協定している段ボール製簡易ベッドは、24個の段ボール箱を組み合わせて完成します。完成時の大きさは、長さ195センチ、幅90センチ、高さ35センチであり、上に敷く天板も同様の大きさとなります。そのほか、部品として仕切り板等があることから、広い保管スペースが必要となり、何よりも段ボールの性質上、湿度や温度管理が重要であり、既存の備蓄倉庫での保管は困難と判断いたしてございます。

そのような現状を踏まえ、紀の川市内に工場があり、段ボール等を専門的に扱っており、また全国段ボール工業組合連合会の代表もされてございますレンゴー株式会社と「災害救助物資の調達に関する協定書」を、平成25年5月9日に締結いたしまして、災害時に市が要請したときには、段ボール製簡易ベッド、段ボールケース、段ボールシートほか、市が指定する物資を調達できるような体制をとってございます。また、特に緊急を要する場合は、口頭での要請に対し対応していただく旨の内容につきましても盛り込んでございますので、御理解賜りたいと思います。

次に、2点目の災害対応ゲームの導入についてでございますが、危機管理部では、来年度、28年度から市内小学生を対象とした防災教室の開催を計画してございます。平成19年度から毎年市内中学生を対象に防災リーダー会等の御協力のもと、紀の川市防災ジュニアリーダー育成講座を開催してまいりましたが、平成28年度から市内中学校16校の5～6年生を対象とした体験型の防災教室を各小学校単位で開催を予定してございます。これは「防災の必要性」を小さいころから学ぶことで、発災時の初期対応として家庭で必要な備蓄物品等の確認や家族との連絡手段、また避難方法等を家庭で話し合うきっかけをつくるとともに、家庭や地域での防災・減災につなげることを目的として、従来から少し

趣旨を変えた小学生対象の防災教室でございます。

この防災教室の研修内容の一つとして、家庭で決めておく役立つことなど、地域の特性を考慮してのゲーム形式の学習も企画してございまして、そのプログラムを進行する中で、議員お説のクロスロードの「問題カード」等をタイミングのよい場面で使うことで小学生にわかりやすく興味を持ってもらうための一つのアイテムとしての利活用を考えてございます。

また、DIG（災害図上訓練）につきましては、「地域防災マップの作り方」もプログラムとして用意する予定でございますので、いわば小学生に合ったDIGという形で進めをしたいと考えてございます。

次に、4点目の災害時の簡易マンホールトイレの設置・普及状況についてでございますが、現在の状況は、本年度で、マンホール直結誘導式の災害用マンホールトイレを車いす対応型2基を含め、12基購入いたしております。また、本年度、先ほど大谷議員おっしゃられました組み立て式トイレでございますが44基、そして、1個当たりおおむね4人家族で3～4日使用可能な段ボール製ボックス簡易トイレを現在115個備蓄してございます。

今後ですが、マンホール直結誘導式の災害用マンホールトイレにつきましては、新しく建設しました紀の川市の体育館に19基接続が可能でございます。現在、12基購入してございますので、次年度以降になります。あと7基、順次整備を進めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（竹村広明君） 教育部長 稲垣幸治君。

○教育部長（稲垣幸治君）（登壇） 大谷議員御質問の2点目の災害対応ゲームの導入について、答弁をさせていただきます。

学校における防災のための安全指導は、児童・生徒に地震等の災害の発生の実態や原因・要因について理解させるとともに、これらの災害から、みずからの命を守るため必要な事柄について理解を深め、適切で的確な行動がとれるよう態度や能力を身につけさせる必要があると考えてございます。

紀の川市教育委員会では、「学校防災マニュアル」を策定いたしまして、そのマニュアルに基づき、各学校において実情に応じた学校防災計画を策定しているところでございます。

各学校では、防災計画をもとに、小学校では1年間に3回、中学校では年2回の避難訓練を行っております。具体的には、小学校では、保護者またはその代理人の方が来校し、児童を安全に下校させるための引き渡し訓練や防災ヘルメットの着用避難訓練、中学校では保健体育の時間を利用した心肺蘇生法やAEDの使用法の体験など、より実践的に使える訓練を行っております。

ただいま危機管理部長から答弁いたしましたように、平成28年度から3年間をかけ、

全ての小学校において防災教育を実施することになりました。このプログラムの中に、ゲームを通じた防災訓練・教育も含まれておりますことから、年齢に応じた防災意識の高揚を図ることができるのではないかと期待いたしてございます。

また、議員御指摘のDIG（災害図上訓練）につきましては、ある学校においては、地域のボランティアの方々に依頼し、地域を襲った水害時の状況の講話を聞くことで水害の恐ろしさを学び、その後、「災害図上訓練」を行い、子どもたちとともにハザードマップを使用して避難場所の確認等を行う取り組みをいたしている事例がございますので、市内小・中学校にこうした取り組みを広めていきたいと考えてございます。

学校現場では、児童・生徒に対し発達段階に応じた防災教育を実施し、防災意識を高め、一人一人がみずから実際に行動できるよう取り組んでおりますが、防災は学校現場だけでは限界があり、地域との連携充実を図るために、PTAや共育コミュニティなども参加を呼びかけ、体験終了後に協議を行い、共助の意識を育てることは非常に重要と考えておりますので、進めをいたしていきたいと考えてございます。

○議長（竹村広明君） 保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（登壇） それでは、私のほうから、大谷議員の3点目の災害派遣福祉チームの創設についてお答えさせていただきます。

災害派遣福祉チームにつきましては、災害時要援護者の避難生活時に予想される生活困難から生命を守るため、福祉・介護等のニーズ把握、応急支援などを担うことを目的とし、東日本大震災時、その必要性の機運が高まり、全国的にチームの結成の広がりを見せ始めているところでございます。また、近い将来予想されています東南海・南海地震の多大な影響が予想される本市においても、その必要性を認識しているところでございます。

さて、全国的な設立状況を見ますと、長期にわたる活動にはできるだけ多くの人材が必要なことから、都道府県や大規模な法人単位で設立されており、現在、市では単独のチームの設立は行っていませんが、県において創設の要請があれば積極的に賛同、推進してまいりたいと考えていますので、御理解よろしくお願いしたいと思います。

○議長（竹村広明君） 再質問、ありませんか。

6番 大谷さつき君。

○6番（大谷さつき君）（質問席） 最後に、市長にお伺いします。

阪神・淡路大震災以降の20年余りを振り返ると、世界規模で大災害が起きて甚大な被害と犠牲者が発生しています。災害対応では、さまざまな分野で関係者も協力しています。その出発点などが経験なり体験です。災害は頻繁に起こるものではなく、多くの人は未経験です。

先日、紀の川市貴志川福祉防災ボランティア会の研修会で、「紀州大水害」のことを学びました。紀州大水害は、昭和28年7月17日から翌18日朝にかけて、梅雨前線による豪雨が和歌山県北部を襲い、和歌山県の山間部では24時間で500ミリ以上の雨量を記録しました。これにより、引き起こされた水害は死者、行方不明、計1,015名、家

屋全壊3,209棟、家屋流出3,986棟、崖崩れ4,005カ所など、被災者は26万人、これは当時の県民の4分の1に当たりますという和歌山県史上最悪の気象災害となりました。

この研修会では、3人の方が代表でこの災害に遭った貴重な体験をお話ししてくださいました。当時、小学生の方もあれば、中学生、大人とさまざまでしたが、62年前のことを鮮明に覚えておられ、大変に勉強になり、これからの課題となりました。

市長に、2点、お尋ねいたします。

1点目は、災害時の環境改善をよくするために、災害時にトイレ環境を切れ目なく確保することが避難者の安心感につながります。マンホールトイレの一層の普及が大事だと考えます。

2点目は、災害派遣福祉チームDCAIの創設ですが、本市も社会福祉士会や介護福祉士会にも大勢の人材がいます。創設のお考えがあるのでしょうか。

この2点のお考えをお伺いします。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 大谷さつき議員の再質問にお答えをしたいと思います。

いろいろと想定外の災害発生、昭和28年7月18日ですかね、私は小学校5年生でした。諸井橋の流れるのを母親の自転車で走って出て行って、諸井橋の流れるのを見ました。それから、丸栖川の分かれ道といいますか、紀和病院のあるところ、赤ひげのところですね、あそこへも行きました。牛が流されている、家が流れている、あの辺一帯がもう海のように、今、阪神・淡路大震災、東北の震災、大変な経験をされて大変であります。

私は、地震も大変であります、最近の集中豪雨、この被害がやはり紀の川市にも襲う可能性は地震よりも高いのではないかと想定するとき、議員言われます仮設トイレ等々の充実、これはどれだけ整えれば100%充実できたかということになるかと思いますが、現在、着実に、完璧とはいかななくても、それに向かっていろいろと創意工夫し、段取りをしている状況であるということは、危機管理部長も申し上げたとおりであります。

今後も、そのことについては市として考えていかなきゃならんと、そう思っておりますし、また災害派遣福祉チームDCAIの点につきましても、その必要性は思っておるところでありまして、専門的な人材確保等、市単独での創設は困難ではないかとも思う反面、十分県や、また近畿全体考えていく中で、創設について賛同、推進をしまいたいと、そのように思っておりますので、御理解いただきたいと、そのように思います。

○議長（竹村広明君） 再々質問、ありませんか。

〔大谷議員「なし」という〕

○議長（竹村広明君） 以上で、大谷さつき君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

（休憩 午前10時30分）

（再開 午前10時44分）

○議長（竹村広明君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

○議長（竹村広明君） 次に、4番 中尾太久也君の一般質問を許可いたします。

4番 中尾太久也君。

○4番（中尾太久也君）（質問席） 議長の許可を得ましたので、通告に従い、質問いたします。

質問の内容ですが、市におけるスポーツ環境や公園・広場・体育施設等の利用状況、利用促進の取り組みや整備についてです。

第1次紀の川市長期総合計画（後期基本計画）において、基本施策として、スポーツ環境の充実が上げられております。

内容として、平成27年度に開催される紀の国わかやま国体を契機としてのスポーツへの関心を高め、暮らしの中にスポーツを定着させ、生涯にわたって健康で心身ともに元気で暮らせるような生涯スポーツ社会の実現を図っていく必要がある。また、スポーツ環境の整備については、市民が日常的にスポーツを楽しむことができるように施設の整備・充実及び効果的な管理運営の促進に努めていく必要があると。

基本的な考え方として、高齢社会の進展に伴い、ともに市民の健康づくりに対する意識や関心が高くなっていることから、生涯を通して誰もがそれぞれの体力・年齢・技術・興味・目的に応じて、「いつでも、どこでも、いつまでも」気軽にスポーツに親しむことができるように、各スポーツ施設を計画的に改修するなど環境整備を行い、健康で明るく元気な人があふれる生涯スポーツのまちづくりを進めるとなっております。

また、平成26年度生涯学習振興計画においては、運動公園管理事業として、1、目的、桃源郷公園陸上競技場、愛宕池公園を有効に利用していただき、市民の健康・体力づくり、コミュニケーションの場として提供します。2、事業内容として、安全・安心を第一に管理運営をし、健康づくりやレクリエーションの場として活用してもらう。また、競技場の積極的な利活用を推進しますとなっております。この二つの基本施策と振興計画に基づいて質問します。

まず、第1点目として、愛宕池公園についてです。

この公園は、事業年度が平成15年度より平成19年度で、事業費、約10億5,000万円をかけ、多目的グラウンド、テニスコート、ゲートボール場を設け、キャッチフレーズとして、「紀の川平野を一望する自然が織りなすグラデーション 絶景スポーツ公園」と銘打って開設されましたが、地理的要素における利便性が非常に悪く、利用者が少ない状態となっております。また、利用者1人当たりのコストは、平成23年から25年度、市の1施設当たりの平均で約311円ではありますが、この施設は約603円かかって

おり、平均の約2倍です。これだけの投資をし、維持コストもかかっておりますので、もっと市民の皆様にご利用してもらう取り組みを努めていってほしいと思います。

2点目として、桃源郷運動公園です。

この公園は、全体計画として着工が平成14年度で、完成が平成20年度、事業費は、約29億5,000万円で、平成17年10月に日本陸上競技連盟第3種公認施設を取得しております。5年ごとに公認申請が必要ですが、平成22年10月には申請しておらず、現在に至っております。また、この施設の利用者1人当たりのコストは、平成23年から25年度で約1,090円で、市の体育施設の中では最高であります。市の平均より、約3倍以上のコストがかかっています。

この陸上競技場公認に関しては、競技規則公認陸上競技場及び長距離競走路並びに競走路の規定や細則といった事細やかな条件をクリアして初めて取得できるもので、この競技場は、そのための設備投資として事業費もかなり莫大となってきたのではないかと思います。

これだけの投資をしてきたにもかかわらず、本来あるべき姿である第2種公認競技場としての運営ができていないのではないのでしょうか。公認競技場としての役割を持って、施設のネームバリューを上げ、幅広く利用者を進め、集められないのでしょうか。

また3点目として、打田若者広場は、打田スポーツ公園として体育施設や競技場が主であるが、本来の目的である若者や子どもたちが伸び伸びと遊べる公園等の充実を図れないのでしょうか。少子化が進み、子どもが減少する一方、核家族や共働き世帯が増加し、子育てに関するさまざまな支援が必要になってきています。また、現在、市においては、ちびっこ広場や小さな公園等が点在し、これといった施設がありません。子どもと子ども、親同士が楽しく触れ合える子どもたちの公園をつくれぬのか。

隣の岩出市においては、那賀流域下水道事業の関連の処理場周辺地域整備により、さぎのせ公園内に遊びの広場や子どもたちの広場として、「みんなで外で遊ぼうよ」というキャッチフレーズで、連日親子連れが集まり、子どもと子ども、親同士が触れ合い、コミュニケーションをとり合い、地域全体で支える環境づくりが整っておるといいます。こういうような施設が若者広場にできないのかと思います。

最後ですが、4点目ですが、市の体育施設においてですが、紀の国わかやま国体で知的障害者が出場できる競技として、粉河運動場でソフトボール、桃源郷運動公園陸上競技場でサッカー、粉河運動場でフットベースボール、また身体障害者が出場できる競技として、打田若者広場でグラウンドソフトボールが開催され、充実した大会となりました。

それに伴い、この4月1日から施行される障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき、この重要事項の環境の整備について、法は不特定多数の障害者を主な対象者として行われる事前的改善処置について、個別の場面において個々の障害者に対して行われる合理的配慮を的確に行うための環境の整備として実施に努めることとしています。

この体育施設等においては、体の不自由な方、あるいは身体障害者などの方の利用については、まだまだ環境の整備が十分でなく、使用も困難と思われます。この市の体育施設

を整備し、利用の促進を図っていけないものかということで、この4点について御答弁をお願いいたします。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 稲垣幸治君。

○教育部長（稲垣幸治君）（登壇） 中尾議員の御質問に答弁をさせていただきたいと思っております。

1点目の愛宕池公園の利用率を上げる取り組みについてでございますけれども、昨年の愛宕池公園の利用者数は8,802人となっております。その大部分が多目的グラウンドの利用者でございます。立地条件から考えますと、まずまずの利用者と考えますが、施設の形態上利用種目が限られ、かつ新たな設備投資も難しい状況であることから、飛躍的な利用率の向上は難しい状況でございます。

今後、利用率の向上を目指すため、利用者が少ないテニスコートやゲートボール場を現状で使用できるニュースポーツ競技をスポーツ推進委員とともに協議・提案し、教室や大会など開催できるよう進めてまいりたいと考えております。

それから、2点目の桃源郷運動公園陸上競技場の日本陸上競技連盟第3種公認申請につきましては、平成17年10月に第3種公認施設を取得をいたしました。建設当初予定しておりました公認記録大会の利用がなく、5年ごとの公認申請を継続するにあたり、高額な備品の買い足し及び電子機器メンテナンスが必要となりまして、費用対効果を考えますと公認申請の継続は難しく、今後においても公認申請は行わない予定でございます。

現在、桃源郷運動公園陸上競技場はサッカーの利用者が多く、本芝生のサッカー場としての利用向上と、陸上競技場としては、当初公認申請で必要であった備品を有効利用し、陸上競技の練習場としてさらなる利活用を図ってまいります。

3点目の市民公園広場につきましては、市民公園プール整備工事で、東西約70メートル、南北約26メートル、約2,000平方メートルの広い芝生広場がことしの3月に完成をいたします。

この芝生広場では、単に既成の遊具を設置するのではなく、子どもたちが自分たちで遊び方を考え、思い切って自由に遊び回れるような広場として計画をしており、小さい子どもがけがをしないような用具を貸し出し、親子が楽しく安全に遊べるスペースを提供したいと考えております。

それから、4点目の体育施設等の身体障害者に対応した整備状況でございますけれども、紀の川市の体育施設21施設のうち平成28年2月現在、14施設、約7割程度の施設において、バリアフリー対策、主にトイレとかスロープでございますけれども、図っております。しかし、全ての施設において整備ができていないことも事実でございます。

平成25年6月、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる「障害者差別解消法」が制定され、平成28年4月1日から施行されることになっております。

体育施設だけではなく、教育委員会所管の施設全般におきまして、障害者の方が快適に

利用できますよう、限られた予算の中ではありますが、着実に整備を進め、少しでも利用の促進につなげてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（竹村広明君） 再質問、ありませんか。

4番 中尾太久也君。

○4番（中尾太久也君）（質問席） 再質問いたします。

ただいま答弁をいただきましたが、多くの施設が合併前より進められていた現状です。市にとっても、市民にとっても、多大な不良債権を抱えていると言ってもよいのではないのでしょうか。でも、でき上がった以上、市としても宝の持ち腐れではなく、大切な施設だと位置づけていかなければならないと思っております。

それぞれの施設の特色のある施設と位置づけ、使用しなければならないと思っております。いま一度、これからの施設をどういうふうにご利用していくのか。また、スポーツ振興のため、外部の力を導入して効率の向上が図れないものかと思っております。それについて、答弁お願いいたします。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 稲垣幸治君。

○教育部長（稲垣幸治君）（自席） ただいまの再質問につきまして、答弁をさせていただきます。

先ほど答弁をさせていただきましたように、体育スポーツ施設それぞれの施設によって特徴がございます。利用者のニーズに合った施設を使っていただくのはもちろんのこと、広い範囲で啓発を行うなど周知に努めるとともに、あらゆるチャンネルを通じて施設のよさをアピールし、ニュースポーツを取り入れるなど、使っていただけるような取り組みを進めてまいりたいと考えてございます。

それから、外部の力の導入ということでございますけれども、昨年2月に締結いたしました日体大と「体育スポーツ振興に関する協定」を締結いたしました。それで、推進協議会を設置をいたしまして、次年度からの取り組みについて具体的な交流事業のプランを策定しているところでございます。

次年度につきましては、紀の川市の小学生の派遣や日体大の講師による体育授業等の講座開催を計画しておりますけれども、次年度以降につきまして、施設を利用いただくなどのプランも協議していきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（竹村広明君） 再々質問、ありませんか。

4番 中尾太久也君。

○4番（中尾太久也君）（質問席） 再々質問として、ただいまの再質問の中で、外部の力の導入について、市長に質問いたします。

今、言われた日本体育大学と平成27年2月12日に体育スポーツ振興に関する協定書というのが締結されております。また、県においても、この2月19日に県教委と日体大と協定締結がなされ、スポーツ振興のための相互協力として県のほうも取り組んでいく次

第だと思えます。

せっかく結んでいただいた協定書に基づいて、外部の新しい力を取り入れて、今ある現状の施設をいかに有効にしくいかというふうなことで、この施設の環境の打破というんですか、あるべき姿で戻していただいて、市民がもっと憩える、もっと参加できる、そういうふうな形で協力していただけるようなこの協定かと思えます。その辺の内容について、市長の方からお答えいただいて、質問といたします。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 中尾議員の体育施設の有効利用、また健康上の増進に努めるという意味から、現有しておる紀の川市のあらゆる体育施設等々の利用促進をどう進めていくのか。特に、日体大との協定等々に結ぶその今後の進め方についての再々質問がありますが、去年、日体大理事長と協定を結び、交流する日体大から紀の川市に選手や先生に出向いていただいて、現在は子どもたち、小・中学生の指導等々であります。一般の皆さん方にも一緒になって健康づくりのためのそういう教室もやっていたらありがたいなと思っておりますけれども、今、出発したばかりでありまして、ことしは、次年度では、28年度では、小学生が日体大へお世話に、30名ぐらいですか、お世話になる予定をしておるところであります。

ぜひとも、機会を多くつくって、紀の川市へ出向いていただいて、そしてあらゆる施設を有効利用していただく中で、この協定がより充実、進められていけるように議員各位の御協力もいただきながら今後の計画を立てていきたいなど、そのように思っております。

○議長（竹村広明君） 以上で、中尾太久也君の一般質問を終わります。

○議長（竹村広明君） 次に、7番 石脇順治君の一般質問を許可いたします。

7番 石脇順治君。

○7番（石脇順治君）（質問席） 議長の許可を得ましたので、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

紀の川市の今後の道路整備について、お聞きいたします。

まず、1点目に、青洲の里へのアクセス道路に関して、2点ほどお尋ねいたします。

昨年、平成27年第1回定例会におきましても、道路整備について一般質問をさせていただきました。その中で、再質問だったと記憶しておりますが、京奈和自動車道紀北東道路の供用開始に伴い、青洲の里に来られる観光客もふえると予想され、特に紀の川東インターチェンジをおりて青洲の里へ来るのに、県道粉河那賀線と中尾名手市場線との西野山交差点付近の改良を県へ要望展開をしてはと質問いたしました。

市当局の答弁は、地元地区及び関係者の意思を配慮しつつ県へ要望してまいりますとのことでした。その当時は、市が青洲の里、道の駅の指定を受ける活動をしているとは知りませんでした。そして、昨年11月ですか、青洲の里が道の駅の指定を受けたと報告を受

け、大変喜んだ次第でございます。この3月末めどには、道の駅の供用開始予定と聞いてございます。

そこで今回、青洲の里へのアクセス道路網の整備を再点検するべきではないかと考えるものでございます。特に、京奈和自動車道の状況を見ますと、昨年9月12日に紀の川インターチェンジから岩出根来インターチェンジ間が開通し、平成28年度中には岩出根来インターチェンジと、仮称でございますが、和歌山ジャンクションが開通予定であります。それにより、阪和自動車道の大阪方面、あるいは和歌山方面からの乗り入れが可能となります。また、京奈和自動車道の奈良県側の御所南インターチェンジと五条北インターチェンジも平成28年度開通予定とのことでございます。ますます紀の川市を訪れる方が多くなると考えるところでございます。

そんな状況の中、京奈和自動車道を利用して道の駅、青洲の里へ行くには、紀の川東インターチェンジをおりるのが最も多いと考えられます。そして、県道粉河那賀線を通って県道中尾名手市場線との交差点を南進して青洲の里に来ていただくこととなります。

まず、一つ目の質問ですが、今後、大型観光バスなども乗り入れすることが予想される中、この西野山交差点の粉河側からの停止線付近は道路幅が狭く、大型観光バスを停止すると対向車の通行が不可能でございます。交差点内もバスが旋回できるほど広くないと思われま。この交差点拡幅改良が喫緊の課題と考え、より一層県への要望活動をすべきではと思ひ、当局のお考えをお聞きいたします。

次に、二つ目に質問ですが、先ほどの交差点に至るまでの県道粉河那賀線の2車線に整備されていない区間が、馬宿からこの間まで約800メートル、実際はもう少し長いかもしれませんが、その区間の現状は県も局部的に道路側溝の改修等を実施し、以前よりは道路状態はよくなっております。しかし、基本的には、今後センターラインのある大型バスなどが安全に通行できる道路改良が必要ではと思っているところでございます。それについても、県道ではありますが、市としてはどうお考えか、お聞きいたします。

次に、2点目の質問ですが、現在、岩出市において、旧国道24号の紀の川にかかる岩出橋と県道岩出野上線との交差点までの改良工事が進んでございます。4車線改良とのことで、貴志川地域から和歌山市、岩出市方面の慢性的な渋滞は解消されると思ひますが、しかしながら、ここが整備されると浮かび上がってくるのは、府県道泉佐野岩出線の南進ルートでございます。旧貴志川町時代から要望活動を行っており、合併後も紀の川市もそれを継承してございます。

紀の川市としては、この交差点を和歌山市方面へ西進し、その県道と旧丸栖農免道路を結ぶルートを強く要望し、事業推進すべきと考えるところでございます。旧町時代から数十年、事業推進に協力してきた中、これからは紀の川市が中心的役割を果たすべきと思ひ、市の考えをお聞きいたします。

最後に3点目ですが、今後の市道の主な整備計画ということについて、お尋ねいたします。

この3月に、紀の海クリーンセンターへのアクセス道路として、市道調月三和線が完成し、大きな事業が一つ終了いたします。ほかには、粉河中学校への連絡線、本庁舎前の市道上野庁舎前線改良工事を実施しています。その進捗と、今後予定している道路整備計画について、大きなプロジェクトについてでも結構ですので、お聞き、お願いいたします。

以上で、1点目の質問といたします。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設部長 福岡資郎君。

○建設部長（福岡資郎君）（登壇） まず、道の駅、青洲の里への道路網の整備について、御答弁を申し上げます。

平成27年11月に、道の駅「青洲の里」が登録されまして、平成28年3月の開所とともに、周辺の幹線道路では、国や県の協力のもと案内標識の設置が予定されてございます。

また、「道の駅」では、大型車両の駐車スペースや、24時間使用可能なトイレとなるため、アクセス道路の整備が重要となってまいります。

アクセス道路となる県道粉河那賀線につきましては、これまで区間を設定した道路整備事業は実施されてはございませんが、今回の道の駅登録を受け、県当局においても、先ほど御指摘のございました交差点改良やのり起こし、側溝のふたがけ等による拡幅整備など、地元同意が得られる箇所の施工には、前向きに考えていただいております。

市といたしましても、道の駅という新たな拠点施設の誕生とともに、平成28年度中には、先ほども御指摘のございましたように、京奈和自動車道岩出根来インターから（仮称）和歌山ジャンクションまでの間と御所南インターチェンジから五條北インターチェンジまでの間がそれぞれ開通予定となっております。

このことから、御指摘のとおり、青洲の里への観光バス等、大型車両交通量の増加も予測され、特に県道粉河那賀線の役割が大きくなる中、その拡幅整備につきましては、周辺道路沿線地区の皆様にご理解を得ながら積極的に要望してまいりたいと考えてございますので、今後とも御理解、御指導のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、岩出橋南の船戸交差点からJRを跨線し、船戸3差路の西側付近から旧貴志川農免道路、現市道丸85号線を結ぶ新たな道路の必要性についての御質問でございますが、本新設道路の構想につきましては、旧貴志川町時代から県道泉佐野岩出線の南進ルートとして要望を継続してございます。

本ルートは、貴志川町方面から岩出橋付近までの県道岩出野上線の慢性的な朝夕の混雑により、長年渋滞緩和対策が求められてきたところでございます。

このことから、「府県道泉佐野岩出線等整備促進期成同盟会」による知事要望の際には、「南進の早期計画決定及び事業化」として要望するとともに、本市からも独自に県予算編成時や県議会へも毎回要望しているところでございます。

なお、要望に対し、和歌山県からは、「事業中である備前交差点から三叉路間の進捗や

京奈和自動車道の進捗及び周辺の交通状況の変化などを見ながら検討していく」と回答をいただいているところでございます。

現在、紀の川市では、重点政策として、紀の川インターチェンジと上之郷インターチェンジを結ぶ「（仮称）京奈和関空連絡道路」の建設促進の活動を17市町で組織する建設促進同盟会により行っておりますが、まずは本構想を前面に押し出しながら、御質問の南進ルートにつきましても重要な道路でありますので、今後とも早期に計画決定されるよう要望を重ねてまいりたいと思っております。

最後に、「今後の市道の主な整備計画について」御答弁申し上げます。

まず、現在事業中の主な市道整備状況でございますが、社会資本整備事業として4路線の整備を行っており、今年度末までに市道調月三和線道路新設改良事業と市道那賀打田線歩道整備事業の2路線が完成いたします。残りの2路線につきましては、粉河中学校へのJR地下連絡道であります市道中学校連絡線自歩道整備事業で、現在JRに工事委託中であり、平成28年度中の完成を目指してございます。

本庁前の市道上野庁舎前線道路改良事業につきましては、用地買収を順次進めているところであり、平成29年度の完成を目指してございます。

さて、今後の市道の主な整備計画でございますが、平成28年度から新たに社会資本整備事業として、3路線の整備を進めてまいりたいと考えてございます。

1路線目は、さきの12月議会で路線認定の承認を得ました粉河支所跡地を東西に結ぶ市道粉河65号線道路新設改良事業、2路線目は、本庁舎前から東方向、県道4車線化を進めていただいております県道泉佐野打田線までの市道東国分赤尾線歩道整備事業、3路線目は、貴志駅前から北方向、県道岩出野上線信号交差点までの市道中93号線道路改良事業を予定してございます。

それとは別に、県道平成27年度から進めていただいております県道和歌山打田線から紀の川堤防の西川樋門までの佐川改修事業に伴い、市民体育館等へのアクセス道路として、佐川の右岸でございます市道佐川水源地線の拡幅を県の河川事業と歩調を合わせながら進めてまいります。

今後とも厳しい財政状況が予測されますが、庁舎や学校、駅周辺など公共施設等への利便性・安全性の向上を重点的に図るため、京奈和自動車道や国道、県道の整備による交通形態の変化を的確に見きわめ、費用対効果も検証しながら市道整備を進めていく必要があると考えてございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（竹村広明君） 再質問、ありませんか。

7番 石脇順治君。

○7番（石脇順治君）（質問席） 再質問させていただきます。

今の部長の答弁の中で、県道泉佐野岩出線の南進ルートに御答弁いただいたんですけども、私より旧町時代から市長が取り組んだ一つでもあると思うんで、泉佐野岩出線の紀の

川市を通る南進ルートについて、市長の今後のお考えというものをお聞きしたいと思いません。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 石脇議員の再質問であります泉佐野岩出線、今、岩出橋が着々とかけかえ工事が進められておりますが、期成同盟会で泉佐野岩出線ということで、もう旧町時代から、長年この期成同盟会を通じて促進をしてみたりしました。そのときに、あの岩出橋渡ったところで終わりですかということの中で、その南進ということもつけ加えていただいて、一緒に促進をしてきたところであります。

そんな中、旧町時代、当時貴志川町では、石脇議員、先ほど質問の中で当初言われてましたが、あの岩出橋を渡ってのぶち当たりのところから少し西向いて下って、そしてトンネルを抜いて農免へという話でありましたが、話はもっと大きく、西向いて少し下ったところでトンネルを抜き、農免だけではなしに、海南や有田方面を通ずる国道424号に結ぶのか、新たな道をつくるのかと、まだ方向は出ておりませんが、そこらあたりまでの話の中で、貴志川領域のそのトンネルなり平池あたりを通して南進していくその線については、ほぼ決定ではないけれども、図面ができておったわけでありまして。

しかし、合併という平成の合併で、紀の川市ができました。そのときに、私は地元の貴志川出身ですから、このことだけを言ってたんでは、東のほうの桃山、打田、粉河、那賀の皆さん方におしかりを受ける、もっと紀の川市全体としてのいろいろな議論を進めていく中で、この泉佐野岩出線の南進は捨てたわけではありませんけれども、優先順位をつけていく中で、先ほど部長が申したように、まず打田から上之郷の通ずるこの道を最優先として取り組んでいきたいと。

そして、それにまつわる京奈和や、先ほど御質問あった青洲の里の道の駅、これらをスムーズに御活用いただけるようなアクセスの整備、またこの紀の川市の市役所を中心とするいろいろな道路の整備等々、まだまだ紀の川市としてやっていかなきゃならない道路網の整備があるわけで、それらを進めながら、この南進についても県に、期成同盟会を通じる中で今後とも進めていきたいと、そのように思っております。

○議長（竹村広明君） 再々質問、ありませんか。

〔石脇議員「なし」という〕

○議長（竹村広明君） 以上で、石脇順治君の一般質問を終わります。

○議長（竹村広明君） 次に、1番 並松八重君の一般質問を許可いたします。

1番 並松八重君。

はじめに、後発医薬品（ジェネリック）の普及についての質問をどうぞ。

○1番（並松八重君）（質問席） ただいま議長より許可をいただきましたので、一般質問をいたします。

まず最初は、本市の国保運営事業財政安定化のための後発医薬品（ジェネリック）の普及について、質問いたします。

厚生労働省は、平成26年度の医療費が前年度より約0.7兆円増加し、過去最高の40兆円になったと発表をいたしました。医療費の内訳を見ると、調剤費は7.2兆円、18%、本市においても26年度の1人当たりの医療費は、一般では32万円以上、退職分では33万円を超えています。うち、調剤費は14.5%、15.7%を占めています。

今後、高齢者の方々の医療費がふえることを考えると、医療費の抑制とともに適正化への取り組みが不可欠です。こうした問題の解決の一部につながるのではないかと期待されているのが、後発医薬品（ジェネリック）の普及であります。

ジェネリックとは、先発薬品、新薬の特許期間が切れた後、別の製薬会社が同じ成分で製造・販売する薬のことです。研究開発費が要らないため、新薬と同じ効能・成分でありながら、新薬より低価格で患者の経済的な負担軽減につながるということで、政府はこれまでジェネリックを多く出した病院や薬局の報酬を手厚くするなどして普及を促してきました。

国のジェネリック医薬品使用割合は、平成26年度、56.4%まで増加しております。さらに、2020年度末までに普及率80%以上とする目標を掲げているのです。既に販売されているジェネリック医薬品は、都道府県などの協力のもとで、品質確保の検査が実施されているほか、国立医薬品食品衛生研究所を中心に試験検査が行われ、その検査結果も公表されています。

また、ジェネリックを使用する場合は、一定期間調剤してもらい、薬の変更による体調の変化や副作用などの有無を確認した上で、継続するか、これまでの医薬品を調剤してもらうかを選べる分割調剤をすることができます。

ここで、ジェネリックを積極的に推進している生駒市の取り組みを紹介いたします。生駒市では、2009年、市民1人当たりの医療費が30万円を超え、国民健康保険財政破綻への危惧があり、医師、薬剤師、市民らが参加し、2011年ジェネリックの利用促進を盛り込んだ提言を発表しました。2012年提言のもとに、推奨薬局認定制度を全国で初めて導入しています。認定された薬局は、市のホームページ・広報で広く周知され、処方実績の多いジェネリックのリストが市から提供されることで、ジェネリックの普及が進み、薬剤費も削減されているのです。

ただし、全ての医薬品にジェネリックがあるわけではありません。ジェネリックの使用を希望する場合は、かかりつけ医や薬剤師への相談が欠かせません。かかりつけ薬局を持つことも大切です。

そこで、本市におけるジェネリックに対する取り組みについて、お尋ねします。

1点目、本市のジェネリック医薬品の普及率はどうか。

2点目、乳幼児、小・中学生医療受給者、生活保護受給者に対する使用促進については、できているのか。

3点目、医師会、薬剤師会との連携はどうか。

以上、3点について答弁求めます。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市民部長 中邨 勝君。

○市民部長（中邨 勝君）（登壇） それでは、並松議員の御質問にお答えいたします。

紀の川市の国民健康保険加入者におけるジェネリック医薬品の普及率について、お答えいたします。

普及率は、現状50.9%となっており、医療費の抑制につながっていると認識しているところです。平成26年度の国民健康保険の医療費のうち、調剤は約14.6%を占めており、ジェネリック医薬品がさらに普及することで、さらなる医療費の抑制につながるものと認識しているところでございます。

なお、紀の川市及び国保連合会において、調剤に占めるジェネリック医薬品の普及率の把握はできますが、効果額については調べることはできない状況となっております。

国民健康保険加入者については、保険証の更新時において、ジェネリック医薬品希望シールの配布やジェネリック医薬品に変更した場合の差額通知を年に2回送付し、使用促進に努めているところでございます。

また、生活保護の受給者に対する使用促進については、保健福祉部の担当課において、平成27年9月末にジェネリック医薬品の使用促進について、各保護世帯への訪問時にジェネリック医薬品の使用に関するリーフレットを配布し、説明しているところでございます。さらに、那賀薬剤師会会長に対しても使用促進をお願いし、各生活保護指定薬局に対し、指定薬局向けリーフレットで協力依頼をお願いし、生活保護の受給者への調剤状況の報告を毎月いただいているというところでございます。

また、議員御指摘の奈良県生駒市において実施しておりますジェネリック医薬品推奨薬局認定制度においては、ジェネリック医薬品の使用促進を実施することにより、医療費の抑制に効果があると思われませんが、本市で実施する場合には、事前に関係機関と十分な協議を重ねる必要があり、今後の検討課題とさせていただきたいと思っておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、国においても、ジェネリック医薬品の単価の引き下げを予定しており、普及することで医療費の抑制につながることを十分理解しておりますので、医師会や薬剤師会と協議する機会がありましたなら、使用促進についての協力依頼をしてみたいと考えているところでございます。

○議長（竹村広明君） 再質問、ありませんか。

1番 並松八重君。

○1番（並松八重君）（質問席） 再質問いたします。

ただいま市民部長より、ジェネリックの使用促進に努めていると御答弁いただきました。シニア世代は医療機関を利用する回数がふえてきます。特に、慢性的な病気を抱えて長期

に薬の服用が避けられない場合は、薬の費用が家計を圧迫しがちです。

現実、本市の健康保険事業も景気低迷による税収の減少、年齢構成が高いことによる医療費の増加により収支不足が生じ、税率改定や一般会計から繰り入れをしなければならなくなっていることを考えると、医療費の抑制と適正化への取り組みは最重要課題です。

ジェネリックの普及は、医療費の抑制につながることを十分理解されているのであれば、今後、医師会、薬剤師会の皆様と連携を強化し、今以上に積極的に協議するべきではないでしょうか。答弁願います。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市民部長 中邨 勝君。

○市民部長（中邨 勝君）（自席） 再質問にお答えいたします。

ジェネリック医薬品の使用促進するためには、医療関係者、特に医師、薬剤師の方々がジェネリック医薬品の使用に対する理解が必要と考えるところですので、医師会や薬剤師会と協議する機会をとらまえて、議員の質問の中で言われていますとおり、ジェネリック医薬品を使用することのメリットである費用面における患者負担の軽減、国民健康保険の医療給付費の抑制及び国民健康保険税の軽減につながるなどを説明するとともに、国の目標であります平成29年で普及率80%の推進及びジェネリック医薬品の使用の必要性をさらに求めていく協議を重ねていける場の確保に努めていきたいと考えているところでございます。

○議長（竹村広明君） 再質問、ありませんか。

〔並松議員「ありません」という〕

○議長（竹村広明君） それでは、次に、本市における第4次男女共同参画基本計画についての質問をどうぞ。

○1番（並松八重君）（質問席） 平成27年12月に閣議決定された第4次男女共同参画基本計画について、本市における取り組みを質問いたします。

国は、男女共同参画社会の実現に向け、国際社会における取り組みとも連動しながら、平成11年基本法の制定に始まり、平成15年の男女共同参画推進本部による社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%になるよう期待するとの目標を設定するとともに、さまざまな取り組みを進めてきました。

さらに、平成27年8月には、女性の採用・登用・能力開発のための事業主行動計画の策定を事業主に義務づける女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、「女性活躍推進法」が成立しています。

第4次男女共同参画基本計画において、改めて強調している視点は、あらゆる分野における女性の参画・活躍、推進体制の整備強化等7項目があります。本市も平成19年5月に推進本部を立ち上げ、平成21年には第3次男女共同参画基本計画に基づいた紀の川市男女共同参画推進プランを作成されています。以後6年がたち、本市としてプランに基づい

た男女共同参画が推進されていると思いますので、お尋ねしたいと思います。

1点目は、あらゆる分野における女性の参画拡大に向けた女性活躍推進法の着実な施行に基づいた市職員の採用・登用の推進、また地域活動を活性化するための自治会活動において女性参画の推進状況。

2点目として、実情に応じたきめ細かな支援等による女性が安心して暮らせるための環境整備について、以上を答弁求めます。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

企画部長 森本浩行君。

○企画部長（森本浩行君）（登壇） 並松議員の御質問にお答えいたします。

まず、男女共同参画に関する国の動向でございますが、平成27年9月に、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が公布されました。この法律では、地方公共団体に対して、事業主行動計画の策定義務や女性の職業生活における活躍についての推進計画策定の努力義務が規定されております。

また、平成27年12月に策定の第4次男女共同参画基本計画では、男性中心型労働慣行等の変革、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の着実な施行、困難な状況に置かれている女性への支援や地域における推進体制の強化等が強調された計画となっております。

次に、紀の川市の男女共同参画の取り組みにつきましては、平成21年3月に紀の川市男女共同参画推進プラン「きのかわハートフルプラン」を策定し、「ともに参画し ひとりひとりが輝く 男女共同のまちづくり」を実現するために、4つの基本理念を掲げて事業を行っております。

1つ目は、「あらゆる世代の男女が社会・地域に参画し、多様な意見が尊重されること」を基本理念に掲げ、社会・地域を男女共同参画で活性化させる環境づくりを政策目標に、市民協同・ボランティア・地域活動への参画の推進等を施策目標として、女性会議の運営等の実施により、男女がともに参画する地域活動の推進・支援等の事業を行っております。

2つ目は、「男女がともに職場・家庭での役割を担うこと」を基本理念に掲げ、仕事も生活も大切にできる環境づくりを政策目標に、仕事と生活の調和を実現する支援の充実等を施策目標として、関係課におきまして取り組みを行っております。

3つ目は、「男女が互いの個性や能力を尊重し合う対等な関係であること」を基本理念に掲げ、個人の尊厳が確立された社会づくりを政策目標に、男女共同参画に向けての社会的機運の醸成等を施策目標として、和歌山県と合同で、男女共同参画に関する啓発活動等の事業を実施しております。

4つ目は、「男女が互いの性について理解を深め、生涯にわたる健康が確保されること」を基本理念に掲げ、男女が互いの性を尊重する意識・健康づくりを政策目標に、妊娠・出産期の父母への支援と乳幼児の発育支援等を施策目標として、関係課において取り

組みを行っているところでございます。

また、長期総合計画では、男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動を推進するとともに、市の行政機関等における委員会等の女性登用率を高めることを行政の役割としまして数値目標を掲げ、取り組みを行っているところでございます。

○議長（竹村広明君） 総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） それでは、紀の川市職員に係る女性活躍推進法の着実な施行や女性採用・登用の推進について、総務部からお答えさせていただきます。

現在、本法律に基づく特定事業主行動計画を策定中ですが、職場の女性を取り巻く現状を把握する中で、課題の一つとして、女性職員の評価・登用があると考えており、当計画の大きな柱となる目標として、管理職の女性割合を、現在の24%から30%以上にするという数値目標を掲げていく考えでございます。

これまでも女性職員の登用について、人事異動方針に明記するなどして取り組んできたところでありますが、平成28年4月1日から人事評価制度を導入することで、当然のことながら男女を問わず、志のある優秀な職員を適材適所に、過去の慣例にとらわれず登用し、女性職員活躍のための人員配置にも積極的に取り組んでいく考えでございます。

それから、これらのことに関連することですが、全職員における女性職員の割合は、現時点で37%となっている中、今年度採用試験合格者18名のうち14名が女性職員ということで、今後、女性職員の活躍を大いに期待しているところでございます。

また、課題の一つとして、男性職員の育児休暇取得実績がいまだに皆無であることから、有効活用のための制度は整っているものの、古き時代からの男性が家庭責任を果たすことが消極的な職場風土を拭い切れていない部分も残っていると考えております。

今後、組織として男性職員の育児参加を進めることや、男性職員の育児休業取得に向け、管理職員を対象にした意識改革や職場マネジメントに関する研修も今後の課題と考えております。

女性職員の活躍のため、安心して妊娠・出産、子育てに専念できる環境づくりを、また育休復帰後の処遇等の配慮についても充実させる必要があると考えておりますので、これらの課題を踏まえ、紀の川市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画を策定し、4月からの実践に生かしていきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（竹村広明君） 地域振興部長 森田英嗣君。

○地域振興部長（森田英嗣君）（登壇） 自治区の男女共同参画推進について、並松議員の質問に、地域振興部からお答えいたします。

紀の川市内では、過去5年間の女性の自治区長選出状況を申し上げますと、平成23年度から25年度の自治区数は199地区で、そのうち女性の自治区長は、平成23年度はございませんでした。24年度では4名、25年度では3名でございます。平成26年度と27年度の自治区数は198地区で、そのうち女性の自治区長は、平成26年度では7

名、平成27年度では5名選出されてございます。各自治区の選出につきましては、女性だから自治区長ができないという考えではなく、地域のさまざまな事情を考慮し、自治区長の選出が行われております。

しかし、議員の意見のとおり、地域活動を活性化するためには、女性の意見を取り入れた運営をしていくのが望ましく、子育てや介護などの知識が豊富にある女性が自治区において活躍し、高齢者支援、防災・減災、児童の見守りなどの細やかな心配りが期待できますので、地域振興部といたしましては、各自治区でも女性が活躍できるよう各自治区と連携を図っていきたいと考えてございます。どうぞ御理解よろしくお願いいたします。

○議長（竹村広明君） 再質問、ありませんか。

並松八重君。

○1番（並松八重君）（質問席） ただいま各部長より答弁いただきました。

「ともに参画し ひとりひとりが輝く 男女共同のまちづくり」を実現するため、関係各課が取り組みを行っているとお聞きしました。

しかし、紀の川市が一体となって多様な問題に対応して事業を着実に推進するには、中心となる専門の課が必要ではないでしょうか。答弁求めます。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

企画部長 森本浩行君。

○企画部長（森本浩行君）（自席） 再質問にお答えいたします。

男女共同参画の推進に関しましては、現在、企画部、企画調整課に男女共同参画推進係を設置しまして、各種施策に取り組んでいるところでございます。また、個別の事業につきましても、それぞれの担当課が事業を実施しております。

なお、庁内の推進体制を整備しておりまして、あらゆる問題の解決を図るため、全庁的に取り組んでいるところでございます。

今後も、男女共同参画社会の実現に向けまして、施策の総合的かつ計画的な推進を図るための組織のあり方、人員体制、また今おっしゃられた新しい課の設置、これの必要性も含めまして検討してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（竹村広明君） 再々質問、ありませんか。

1番 並松八重君。

○1番（並松八重君）（質問席） 市長にお尋ねします。

女性活躍推進は、男女共同参画社会実現のための重要な手段と思われれます。特定事業主行動計画策定には、組織のトップみずからが主導的に取り組むことが重要だとありました。市長がリーダーシップをとり、事業施策の計画的な推進をされることで、紀の川市総活躍社会が築かれると考えます。そこで、市長の本気の取り組みについて、お聞かせください。

そしてまた、他市では、男女共同参画推進条例を制定していると聞いております。市民一人一人の意識改革と事業推進のための条例制定は、本市においてもしていただくことが

重要かと考えます。市長のお考えをお聞かせください。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 並松議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

男女共同参画の取り組みについて積極的に取り組んではということではありますが、先ほどから各部長が答弁したとおりであり、女性も男性も全ての個人が、互いにその人権を尊重し合いながら、責任を持って分かち合いつつ、その個性と能力を十分に発揮するということがまず先決だと思います。

先ほどの答弁の中でも、3割以上の女性、部長等々の数は女性が少ない状況ではありますが、これらも能力に応じていろいろと判断をさせていただき、進めをしていけたらと、そう思っておりますし、市の取り組みだけではなしに、今後、紀の川市にある全ての中小企業等、また一般市民の皆さん方の協力なしでは、この男女共同参画の社会は実現しないと思います。そういうことで、これらも推進をしていきたい。

そんな中で、議員御質問ありました市町村における共同参画推進の条例を制定しているところがあるじゃないかということではありますが、橋本市、上富田町ですか、制定されております。この条例の制定は、義務ではありませんが、この先進市町の状況を勉強させていただいて、今後の状況等を勘案の上、調査研究をさせていただきたいと、そのように思っております。

○議長（竹村広明君） 以上で、並松八重君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

（休憩 午前11時53分）

（再開 午後0時58分）

○議長（竹村広明君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

○議長（竹村広明君） 次に、9番 榎本喜之君の一般質問を許可いたします。

9番 榎本喜之君。

○9番（榎本喜之君）（質問席） 議長の許可が出ましたので、一般質問をさせていただきます。

きょうお昼から、2時、3時ごろかなと思ってたんですけど、昼一番ということで、昼休みの間にもう少し、また勉強して聞かせていただきたいなと思ってたんですけども、なかなか時間がございませんでした。

今回、子育て支援政策について、お聞きをさせていただきます。

なお、私が独自に行ってきた第3子以降の保育料の無料化ですが、国、県の一層の子育て支援策により、県からの補助の拡充が行われることになりました。市としての予算はど

れぐらい必要でなくなったのか、お聞きをいたします。

また、昨今の新聞報道で、他県では第2子の無料化に取り組むところも出ております。所得制限や年齢制限など条件はあるようですが、人口減少の歯どめ策として実施するそうです。紀の川市は、第2子無料化について、どう考えていますか。

今まで子育て支援策として、第3子の保育の無料化や子ども医療費の無料化などを他の市町村に先んじて行ってきた紀の川市です。今回の補助の拡充で、その余ったといえますか、浮いた予算でさらなる子育て支援施策を考えられないでしょうか。

また、子育て支援策もいろいろあります。一般質問を通告させていただいた後、今議会の議案を配付していただき、次年度予算には子ども医療費の拡充など、いろいろな施策を実施していただけることがわかりました。その中に、放課後児童健全育成事業、放課後児童クラブ、いわゆる学童保育の施設の充実も予定されておりました。

学童保育の対象も6年生までの全学年となり、学校の空き教室利用の観点からも、さらなる学童保育など児童の放課後対策の充実のために所管を教育委員会にしてはと考えるますが、どうでしょうか。

1回目の質問とします。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（登壇） 榎本議員の一般質問にお答えさせていただきます。

当市では、子育て支援での経済的負担を鑑み、平成21年度よりほかの自治体に先駆け、保育所、幼稚園、児童発達支援センターに入所する全年齢児第3子以降保育料の無料化に取り組み、少子化社会の中で積極的に第3子以上を生み育て、その世帯における就業及び子育ての両立を支援し、安心して子育てできる環境づくりに努めているところでございます。これにより、年間4,000万円から4,500万円の歳入減がありますが、子育て支援の重要施策と位置づけているところでございます。

ところで、議員の質問にもありましたが、平成28年度より県の新政策として、「バージョンアップ紀州3人っこ施策」が打ち出されたところであり、年齢制限の撤廃、対象施設の拡大等要件が少し広がりますが、市といたしましては、財源を考慮し、この施策の活用を決したところでございます。

そこで、この施策による予算の剰余ではありますが、今回の県の施策の内容は、従来の第3子に対し、ゼロ歳から2歳まで2分の1の補助に加え、第3子から第5子の保育料にも2分の1が補助されるもので、現在市が負担している3歳児から5歳児の保育料は約4,200万円でありますので、その2分の1、約2,100万円補助されることとなります。

ただ、この制度の要件であります年齢制限の撤廃等による要件拡大の対象者は約20人ほどあり、保育料に換算すると、その増加分として約200万円、それで差し引きしますと約1,900万円の予算の剰余になる計算でございます。

次に、2点目の第2子の無料化についての考えということですが、仮に第2子を無料化した場合、現在の保育所入所児童数、第2子では現在約710人ほどございますが、このことから市の基準の保育料の額で推計しますと、保育料の平均額が年間約11万円ですので、約7,800万円ほどが見込まれるため、財源の確保の上からも現在のところ実施については考えていませんので、御理解をお願いしたいと思います。

3点目の浮いた予算で子育て支援の考えはということですが、現在、枠配分による予算編成を行っていますが、結果的に一つの施策に伴う一般財源が剰余した場合の基本的な考えは、子育て支援予算、保健福祉部予算と限定するものではなく、全体の一般財源と理解しているところでありますが、平成28年度予算において、子育て支援の一つであります子どもの医療の助成制度における「通院分を中学校卒業まで拡充する」という予算の一部に充当されているということで御理解賜りたいと思います。

最後に、4点目の学童保育について、所管を教育委員会へという質問でございますが、現状について、現所管であります保健福祉部より説明申し上げたいと思います。

厚生労働省所管事業として、紀の川市では従来から保健福祉部が所管として取り組んでいるところでございます。県下では、30市町村のうち16市町村が市部局、残りの14市町が教育委員会で行っている現状でございます。

しかしながら、平成27年度、内閣府による「子ども・子育て支援法」の施行に伴い、学童保育の充実を重点施策と位置づけ、現状、3年生までを6年生まで対象児童を拡大、また教育委員会が実施する放課後子ども総合プランによる放課後子ども教室を一体的な実施を推進すること、さらに指導者の資質向上などの支援拡充が打ち出されたところでございます。

現在、市内10カ所で学童保育を開始しており、学童保育の環境整備として施設の新設・改修に取り組み、学童保育の充実に努めているところではございますが、6年生までの希望者の受け入れとなると、厳しいところも出てくると懸念されますので、教育委員会の協力は不可欠であり、十分協議していかなければならない事項であると考えてところでございます。

○議長（竹村広明君） 教育部長 稲垣幸治君。

○教育部長（稲垣幸治君）（登壇） 榎本議員の御質問にお答えさせていただきます。

ただいま保健福祉部長の答弁にもありましたように、和歌山県内におきまして学童保育の現状を見ますと、それぞれの市町村の事情によりまして、福祉部門が担当しているところ、あるいは教育部門が担当している市町村、それぞれあるようでございます。

紀の川市におきましては、当初より保健福祉部子育て支援課の所管として、現在まで学童の放課後における居場所づくりについて支援をしてまいりました。保健福祉部が所管したのは、放課後児童健全育成事業が厚生労働省の所管により実施されていることが最大の理由ではなかろうかと思えます。

一方、文部科学省の所管事業といたしまして、放課後子ども教室推進事業がございます。

紀の川市におきましては、現在2カ所で実施しております。また、次年度に、文部科学省が「放課後の子どもの居場所づくり事業」として、新たな制度がスタートいたします。今まで実施いたしました放課後子ども教室を新制度に乗りかえていけるのか、継続していく中で自主財源をどのように捻出するのかといった議論も必要になってまいります。

「空き教室の有効利用等の観点から、教育委員会が担当していくほうがいいのではないか」との御質問ではございますが、空き教室の有効利用は必要と考えておりますが、教室は細やかな教育ニーズに応えるため、少人数で使用するケースもふえていることや、放課後を迎えた児童と在籍している児童が混在することで、規律や決まりが徹底できるかといった懸念もあり、空き教室を即、学童保育施設として利用する場合、さまざまな問題が発生する可能性もあると考えてございます。

学童保育につきまして、現在までの経緯やかかる問題点等につきまして、保健福祉部と今後も教育委員会としてでき得ることにつきまして議論を重ねてまいりたいと考えてございます。

○議長（竹村広明君） 再質問、ありませんか。

9番 榎本喜之君。

○9番（榎本喜之君）（質問席） 再質問をさせていただきます。

先ほども質問の中でも、28年度予算を見ていろいろ子育て支援策を拡充をいただいているということがわかっております。ただ、紀の川市は他市町村に先んじていろいろなことを実施してきたまちでありますので、また周りと同等のレベルにやっとなってきたとか、周りが追いついてきというところもございまして、先んじた施策はまた別に考えていただきたいと思っておりますが、今回は学童保育ということに重点を置いて、再度質問をさせていただきたいと思っております。

平成26年に先ほども御答弁でありましたけれども、放課後子ども総合プランが策定をされております。その中には、市町村行動計画に盛り込むべき内容が示されています。そこには、福祉部と教育委員会の連携や放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的、または連携について、または小学校の余裕教室の活用に関する具体的な連携などが書かれております。

市町村の体制、役割や都道府県の体制、役割についても書かれております。

市町村における放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施は留意する点は多くあるものの、学校教育に支障の生じない限り、学校施設の活用を促進するであるとか、長期休業日や土曜日等の活動についても、柔軟に対応することなどと書かれております。

全ての児童が、放課後等における多様な体験活動を行うことができるようにすることが重要で、全ての児童を対象として総合的な放課後対策を講じる必要があるという観点からのものであると書かれております。

また、運営委員会の設置、新教育委員会制度で設けなければならないとなっている首長と教育委員会による総合教育会議の活用なども書かれております。

福祉部と教育委員会の連携は、今までもとられてきたとは思いますが、福祉予算だから教育委員会ではなく、福祉部ということではなく、学校施設の積極利用、現在2カ所でしか実施されていない放課後子ども教室の市内全児童を対象とする拡充など、教育委員会が主体となって進めてくほうがスムーズに行くのではと考えます。

教育長のお考えをお聞かせください。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育長 松下 裕君。

○教育長（松下 裕君）（自席） 榎本議員の再質問にお答え申し上げたいと思います。

先ほど、教育部長の答弁にも触れておりますが、文部科学省では、平成28年度より「地域未来塾推進事業」と名づけて、新たに事業を実施することになりました。これは、いわゆる子どもの居場所づくりであります。

この事業の目的は、放課後ひとりで過ごさなければならない子どもへの学習支援、大人との交流を行い、学習習慣の確立やコミュニケーション能力の向上、自己肯定感、自尊感情の高揚等を目指すということでございます。おじいちゃん・おばあちゃん世代、お父さん・お母さん世代、子ども世代、いわゆる3世代の交流等により、子どもが学習習慣を身につけられるような支援の場として、これは位置づけたところであります。

このように、文部科学省でも、また和歌山県教育委員会からも、本市に子ども居場所づくりの事業が実施されるようにと求められてきております。議員御指摘のように、放課後子ども教室が、今市内で2カ所ですが、これに合わせて今後子どもの居場所づくりを拡充してまいりたいと思っております。これは、教育委員会で所管してまいります。

したがって、従来の学童保育は、今までのように福祉部で実施していただくことと考えておりますが、今後とも保健福祉部と協議にも努めてまいりたいと思います。

参考ですが、和歌山県には9市、九つの都市があります。その都市の教育委員会が集まって会議を催すんですが、そこでは学童保育を教育委員会で所管しているのが2市、そのうち1市も近々福祉部に所管を移すと考えているというふうに協議の内容聞いておりますことを申し添えたいと思います。

以上です。

○議長（竹村広明君） 再々質問、ございませんか。

9番 榎本喜之君。

○9番（榎本喜之君）（質問席） ただいま教育長から御答弁をいただいたわけなんですけれども、県内の状況でいきますと、そういった福祉部、教育委員会、また入れかわったりするところもあるのは聞いております。

私が思うのは、今、紀の川市結構16校の小学校があり、地域的にも合併をしているので小学校の統廃合がされていない地域としては多いほうであるというのはわかっておりますが、この放課後子ども総合プランというのが出されている中を見ても、学校施設の利用については、責任の所在の明確化をちゃんとしなさいよであるとか、また一番が運

営委員会の設置だと思っんですね。運営委員会の主な構成員としては、行政関係者、教育委員会及び福祉部局、学校関係者、PTA関係者、社会教育関係者、児童福祉関係者、学識経験者、放課後児童クラブ関係者、放課後子ども教室関係者、学校支援地域本部関係者、学校運営協議会関係者、地域住民等となっております。

これは、もともと日本の国がゆとり教育ということで、土曜日を休みにして地域で子どもを育てようと言うてたことがまるっきりこのまま、ここでやりましょうという形かなと。「ゆとり脱却」ということを言いますけど、結局土曜日の居場所が問題になって、それというのもかけているかなと思います。一つの部屋で、学童保育で過ごしていただく、保育ですからそれも考えられますが、グラウンドを土曜日に使えるようにして、土曜日は晴れてれば、学童保育、学校の施設を借りてグラウンドを使えばいいんじゃないかと。また、図書館を開放して、読書の日をつくるなど、いろんな施策をするのに学校と福祉の間でさまざまな問題が想定されるわけです。

今まででも、紀の川市でも問題がなかったとは教育長も思っていないと思いますが、教育委員会と福祉部の間でも、やっぱりさまざまなすり合わせ事項で、協議的にうまくいかなかったこともあるんじゃないかと思います。

そういう観点から、福祉部は所管は外れても、これは根本が福祉予算ですので、全く逃げるといふか、そういうことは絶対できないし、これは学校にしてくださいというんじゃないかと、事業主体は全て市町村です。だから、どこがやっても同じことなんです。

先ほど、午前中の議員さんの質問の中でも、こういう教室どうでしょうかという中で、いろいろ答えていただいたのを、全校生徒が対象となっている放課後子ども教室、これは共働き世帯とかそういうのが全く関係なく、全校生徒が参加できるようにしなさいってなっているということ、これを学童保育と一体的に考えていったり連携したりして、いろいろなものを組み立てていくっていう中では、やっぱり教育委員会のほうがいいんじゃないかなと、私はそう思います。

この中に、国が方向決め、県のすべきこと、市町村のすべきことがありますけれども、これを全てきちっとつくれるところというのは少ないと思います。私も先進事例ということで、和歌山県でも見ましたけど、本当に数少ないんです。海南で巽地区とかいうたら、そこやったらもう小・中、保育所もやってたかな、地域ボランティア含めていろんな活動されていると、ああ、すばらしいとこなんやなと、そういうところがなかなかつくれたら、そらいいですけど、うち先進事例に紀の川市が何も載っていなかったのも、やっているのはやっているけど、もう一つうまいこといかないのかなと思ったりします。

それで、また、先ほども少し言わせていただきましたけど、福祉と教育の連携ということで、新教育委員会ができたなら総合教育会議で話しなさいよということにもなっておりますので、これまたいろんな制度、先ほど教育部長からも次年度からまた新しい事業がスタートするということも言われておりましたし、またこれについて教育委員会、福祉部で再度協議いただいて、私の考えとしては教育委員会が主で持っていくほうがうまくいくと

考えておりますので、再度お答えをいただきたいと思えます。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育長 松下 裕君。

○教育長（松下 裕君）（自席） まず一つ、学校施設の利活用であります。これはもう私ども活用していただく子どもは、市民の子どもということで、できる限り、例えば雨の日に体育館で遊べるように学童保育にもしておりますし、また何かの行事をするときには、家庭科室等々指導者がついていたら使うことも可能だし、図書室についても、それも使っていることもありますので、それはできるだけ学校施設の利活用については、十分に、柔軟に対応してまいりたいと思えます。

それから、福祉部と教育部の話であります。できるだけ綿密な話し合いもこれからしていかなんとは思いますが、今までにも私ども一個もしていないんじゃないかと、やっていることも御理解いただいていると思えます。

しかし、議員御質問の中にありましたように、新教育委員会が総合教育会議でこの話を出して御検討していく、これは首長の主催でありますので、教育委員会がどうこうということではなくて、もちろんその中でも話の議題には載せていくということで御理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（竹村広明君） 以上で、榎本喜之君の一般質問を終わります。

---

日程第2 議案第24号 紀の川市歌の制定について から

議案第87号 行政不服審査法に基づく諮問機関に係る事務の委託に関する協議について まで

---

○議長（竹村広明君） 続いて、日程第2、議案第24号 紀の川市歌の制定についてから議案第87号 行政不服審査法に基づく諮問機関に係る事務の委託に関する協議についてまで、計64議案を一括議題といたします。

ただいま議題となっております64議案については、質疑の通告がありませんので、質疑を終結をいたします。

---

日程第3 平成28年度紀の川市一般会計予算審査特別委員会の設置について

---

○議長（竹村広明君） 次に、日程第3、平成28年度紀の川市一般会計予算審査特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

日程第2の議案第51号 平成28年度紀の川市一般会計予算についてをより詳細な審査を行うため、委員会条例第6条の規定により、9名の委員で構成する平成28年度紀の

川市一般会計予算審査特別委員会を設置し、議案審査を付託することにいたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号については、9名の委員で構成する平成28年度紀の川市一般会計予算審査特別委員会を設置し、議案審査を付託することに決しました。

ただいま設置されました平成28年度紀の川市一般会計予算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定において、議長において指名いたします。

平成28年度紀の川市一般会計予算審査特別委員会委員に、4番 中尾太久也君、5番 仲谷妙子君、6番 大谷さつき君、7番 石脇順治君、8番 中村真紀君、12番 村垣正造君、13番 高田英亮君、18番 上野 健君、21番 坂本康隆君。以上、9名を指名いたします。

ただいま平成28年度紀の川市一般会計予算審査特別委員会委員を選任いたしました。委員条例第8条第1項及び第2項の規定により、委員会を開催していただき、委員長、副委員長を互選願います。

ここで、しばらく休憩いたします。

（休憩 午後 1時26分）

（再開 午後 1時30分）

○議長（竹村広明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に、平成28年度紀の川市一般会計予算審査特別委員会を開催していただき、委員長、副委員長が決定いたしましたので、御報告をいたします。

委員長に、13番 高田英亮君、副委員長に、5番 仲谷妙子君が互選されました。

それでは、議案第51号の審査については、ただいま設置されました平成28年度紀の川市一般会計予算審査特別委員会に付託いたします。

また、日程第2の64議案のうち、議案第51号以外の63議案については、お手元に配付いたしております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

---

#### 日程第4 委員会提出議案第1号 紀の川市議会委員会条例の一部改正について

---

○議長（竹村広明君） 続きまして、日程第4、委員会提出議案第1号 紀の川市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

ただいま議題としました案件については、過日、既に提案説明が終了しております。

ただいま議題となっております委員会提出議案第1号については、会議規則第37条第2項の規定により、本日、質疑、討論、採決を行います。

ただいま議題となっております委員会提出議案第1号については、質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

委員会提出議案第1号について、討論はありませんか。

〔「討論なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。

委員会提出議案第1号 紀の川市議会委員会条例の一部改正については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会提出議案第1号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもって散会いたします。

お疲れさんでございました。

ありがとうございます。

（散会 午後 1時33分）